

## 公立大学法人山梨県立大学教職員希望降任に関する細則

(令和7年4月1日制定 法人第3201号-1)

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則(以下「教職員就業規則」という。)第12条第1項(第4号に該当する場合に限る。)に規定する降任(以下「希望降任」という。)に関し、公立大学法人山梨県立大学教職員の懲戒等に関する規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(降任)

第2条 この細則で「降任」とは、教職員就業規則第12条に定めるもののほか、管理職手当の支給される職から管理職手当の支給されない職に配置換することをいう。

(申出方法)

第3条 降任を希望する教員は、降任希望申出書(別紙様式)を所属する学部又は研究科の長(以下「学部長等」という。)あて親展で送付することにより、理事長に申し出るものとする。

2 降任を希望する職員は、降任希望申出書を事務局長あて親展で送付することにより、理事長に申し出るものとする。

(降任の時期)

第4条 降任の時期は、降任を希望する教職員の意思を尊重するとともに、学部長等又は事務局長からの意見その他の事情を勘案して決定する。ただし、人事異動が必要となる場合は、原則として申し出のあった年度の翌年度の4月1日とする。

(降任後の昇任)

第5条 降任を認められた教職員が、その後昇任の希望を申し出た場合で、勤務成績等により適当と認められたときは、昇任することができる。

(委任)

第6条 この細則に定めるもののほか、希望降任の手続に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙様式)

令和 年 月 日

公立大学法人山梨県立大学 理事長 殿  
(事務局 長)

学部・学科  
職・氏名  
印

### 降任希望申出書

次のとおり降任を希望しますので申し出ます。

1 希望する事項

- 現在の職より下位の職での勤務を希望する。  
 管理職手当の支給される職から支給されない職への配置換を希望する。

2 希望する理由

3 その他特記事項 (従事したい職務や職など)